

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	大分市立幼稚園の保育料の額の決定に関する事務【令和元年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、大分市立幼稚園の保育料の額の決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市

公表日

令和3年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大分市立幼稚園の保育料の額の決定に関する事務
②事務の概要	大分市立幼稚園条例第3条および大分市立幼稚園の保育料の額を定める規則に基づき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子どもに該当する幼児であって、大分市立幼稚園に在園しているものの保護者に対し、その負担能力に応じた保育料算定を行う。
③システムの名称	幼稚園保育料収納処理システム、保育料納入通知書印刷システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法9条第2項 ・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二第116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	子ども入園課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 子どもすこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月13日	I-4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年12月13日	I-4 ②法令上の根拠		(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二第116項	事後	
令和3年4月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 保育・幼児教育課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 保育・幼児教育課長 情報政策課長	①部署 大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 子ども入園課長 情報政策課長	事後	組織機構改革に伴う記載内容 の変更
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	大分市 子どもすこやか部 保育・幼児教育課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	事後	組織機構改革に伴う記載内容 の変更
令和1年9月30日				事後	幼児教育・保育の無償化により 事業廃止